

## 県の回答（対応状況等）

令和6年10月31日

（ご意見標題） 県営住宅に併設する公園遊具について

（担当課） 住宅課

（ご意見要約） 県営住宅に併設する公園遊具が老朽化していることから修繕の依頼をしたが、老朽化した遊具は撤去すると住宅課から回答があった。県営団地に訪れる子供達のためにも再設置や修繕をして、遊具を減らさないでほしい。

予算の確保が難しいということであれば、住宅課以外の予算を措置することで遊具の維持修繕等できないか検討してほしい。

（回 答）

ご意見をいただきました公園遊具につきましては、133の県営団地における遊具の維持管理に関する予算確保が難しいことから、県の方針として、設置済みの遊具については、老朽化して使用ができないものは事故が起こらないよう修繕等の維持管理を行わず撤去し、現在、建替を行っている団地を含め既存の団地でも新たな遊具は設置しないこととしております。

現在、子供たちが遊具を利用しており、遊具を減らすことはしないでほしいとのご意見があることも理解しており、大変心苦しいところですが、先述いたしました現状及び方針としており、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、子育て支援課や都市公園課の予算を県営住宅の遊具に充てることも検討してほしいとのご意見ですが、他の課の予算を充てるということは、難しいものとなっております。